

## 令和8年度長浜市水質等分析業務委託にかかる単価契約仕様書

### 1. 委託業務期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### 2. 契約内容等

契約は単価契約とするが、一般競争入札において最も安価な入札金額（総額）の提示のあったものを落札とする。

入札書記載金額は、消費税額を抜いた金額を記入すること。

別に提出を求める内訳書および各明細書の合計金額と入札書金額に差異が認められる場合は、無効入札とする。

### 3. 委託業務内容

(1) 「工場排水分析」「河川及び湖沼水分析」「飲料水、地下水分析」「底質分析」について

ア 長浜市が指示する試料採取と分析を行うこと。

イ 試料採取は長浜市が特に指示しない限り受託者が行うこと。

ウ 試料採取時、受託者にて採取容器を用意すること。（大腸菌等、保冷を要するものについては、クーラー等も用意すること）。

エ 試料採取を行う日時については事前に長浜市と協議してその意向に従うこと。

オ 長浜市が緊急で採取する必要があるため、別紙1「緊急用採取容器一覧」に掲げる採取容器を、契約期間の間、長浜市の指定する場所に預け置くこと。  
また、使用した分の採取容器は速やかに補充すること。

カ 長浜市が採取した場合は、当方の指定する場所まで速やかに試料を受け取りにくること（大腸菌等、保冷を要するものについては、クーラー等も用意すること）。

(2) 「工場排水分析」「飲料水、地下水分析」「底質分析」「悪臭分析」について

長浜市が指示する試料の採取と分析を行うこと。

試料採取の際は原則、長浜市（環境保全課職員）が立ち会いを行う。

(3) 採取状況の記録について

長浜市が認めない限り、試料を採取する場合には必ず採取状況の写真を撮影して記録すること。長浜市が求める場合にはこの記録を市に報告すること。

(4) 精度管理状況の確認について

長浜市が受託者の精度管理状況を確認するため、受託者の分析施設に立入することがある。その際には長浜市に協力し、分析現場で精度管理の状況を説明し、必要に応じて精度管理にかかわる書類等を提示すること。

【裏面へ】

#### 4. 結果報告

調査分析結果報告書（任意様式）を1か月ごとに提出すること。

なお、調査分析結果報告書（任意様式）には、計量の結果・判定・基準値を明記すること。

分析結果に環境基準超過や数値に異常が認められた場合は、報告書提出までに速やかに担当へ連絡を行うこと。

#### 5. 疑義

本業務委託仕様書記載事項に疑義が生じた場合は、長浜市と協議し、内容を十分に理解し業務を遂行するものとする。

#### 6. その他

苦情や事故等の緊急調査により、調査項目や調査回数を変更することがある。

詳細については落札者と協議を行う。

「4. 結果報告」における調査分析結果報告の検査に合格したときは、委託金額の請求を行えるものとする。

別紙1 緊急用採取容器

以下の分析を実施できるだけの採取容器を預け置くこと

(対象は河川及び湖沼水分析)

分析項目	地点数	備考
水素イオン濃度	3	
化学的酸素要求量		
生物化学的酸素要求量		
全窒素		
全リン		
浮遊粒子状物質		
溶存酸素	3	必要に応じて 固定化薬剤も含む
大腸菌数	3	
n-ヘキサン抽出物	3	